

石川県公報

令和元年7月31日(水曜日)

号 外

(第 22 号)

目 次

告 示			
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定 (道路整備課)	1	○車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令 第10条第2項に定める通行方法 (同)	2
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及 び同令第10条第1項に定める通行方法 (同)	1	公安委員会	
		○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3

告 示

石川県告示第111号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の長さ及び軸距に応じて定める総重量の最高限度が最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和元年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	松任宇ノ気線	野々市市柳町194番1地先から 金沢市中新保町491番3地先まで
〃	金沢小松線	白山市安養寺町49番1地先から 白山市木津町1591番1地先まで
〃	金沢田鶴浜線	金沢市栗崎浜町1番2地先から 河北郡内灘町字千鳥台4丁目2番2地先まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

石川県告示第112号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	金沢小松線	金沢市もりの里3丁目201番地先から 小松市国府台1丁目181番地先まで
〃	金沢美川小松線	金沢市赤土町ニ142番1地先から 金沢市専光寺町ハ75番地先まで

〃	七塚宇ノ気線	かほく市白尾ム2番12地先から かほく市内日角6丁目1番1地先まで
〃	金沢田鶴浜線	金沢市粟崎浜町1番2地先から 河北郡内灘町字千鳥台4丁目2番2地先まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

石川県告示第113号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	249号	七尾市高田町と24番2地先から 七尾市高田町井38番地先まで
〃	470号	羽咋郡志賀町徳田寅25番1地先から 七尾市高田町と24番2地先まで
県 道	七尾輪島線	羽咋郡志賀町徳田寅25番1地先から 鳳珠郡穴水町此木1番75地先まで
〃	松任宇ノ気線	白山市乾町157番4地先から 金沢市畝田西2丁目2地先まで
〃	〃	金沢市専光寺町ハ75番地先から 金沢市普正寺町1番33地先まで
〃	金沢小松線	金沢市もりの里3丁目199番地先から 小松市八幡口22番3地先まで
〃	金沢美川小松線	金沢市赤土町ニ142番1地先から 金沢市専光寺町ハ75番地先まで
〃	七塚宇ノ気線	かほく市白尾ム2番12地先から かほく市内日角6丁目1番1地先まで
〃	金沢田鶴浜線	金沢市鞍月5丁目1028番地先から 金沢市湊4丁目13番2地先まで

〃	〃	金沢市粟崎浜町204番2地先から 羽咋郡志賀町徳田寅25番1地先まで
〃	向粟崎安江町線	金沢市田中町に部39番1地先から 金沢市湊2丁目42番2地先まで

2 指定する期日

令和元年 7 月 31 日

3 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折の禁止の有無

無

(2) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、当該国際海上コンテナ車以外の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定する車両等をいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
主要地方道七塚宇ノ気線	石川県かほく市白尾（白尾インターチェンジ）	主要地方道金沢田鶴浜線
主要地方道松任宇ノ気線	石川県金沢市専光寺（海浜公園口交差点）	主要地方道金沢美川小松線（赤土町方向の車線に限る。）

イ 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
主要地方道金沢田鶴浜線	石川県かほく市白尾（白尾インターチェンジ）	主要地方道七塚宇ノ気線
主要地方道金沢美川小松線	石川県金沢市佐奇森町（海浜公園口交差点）	主要地方道松任宇ノ気線（普正寺方向の車線に限る。）

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、同一の径間の同一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三十一日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和二十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の表一般国道百五十九号の項の次に次のように加える。

一般国道百六十号	七尾市川原町十八番から七尾市大田町参二番まで
----------	------------------------

第十条の表県道金沢小松線の項中「小松市国府台二丁目百八十一番地」を「金沢市もりの里三丁目二百一番地」に改め、同表県道金沢美川小松線の項中「金沢市尊光寺町イ八十六番一号から金沢市松島三丁目二百十番二号まで」を「金沢市松島三丁目二百十番二号から金沢市尊光寺町ハ七十五番地まで」に改め、同表県道金沢田鶴浜線の項中「河北郡内灘町字千鳥台四丁目二番二地」を「金沢市栗崎浜町一番二地」に改め、同表県道若郡千里浜インター線の項の次に次のように加える。

県道七塚字ノ気線	かほく市白尾二番十二地からかほく市内日角六丁目一番一地まで
----------	-------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。